

## 2 庶務諸給与事務

### (2) 通勤手当の認定誤り

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容								
健康医療部 食の安全推進課  住宅まちづくり部 公共建築室  教育委員会事務局 学校総務サービス課（4件）  春日丘高等学校（3件）	≪健康医療部 食の安全推進課≫ 公務災害による欠勤（平成25年1月24日～3月31日）に伴い、2・3月分通勤手当の戻入処理を要したが、これを行わず、通勤手当が過払となっているものがあつた（32,940円）。 <table border="1" data-bbox="560 541 1433 751"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>既支給額</th> <th>再計算による正支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年10月～平成25年3月</td> <td>145,810円</td> <td>112,870円</td> <td>32,940円</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	既支給額	再計算による正支給額	過払支給額	平成24年10月～平成25年3月	145,810円	112,870円	32,940円	他に同様の事例がないか点検されたい。 起案者のみならず、決裁関与者を含めて通勤手当の戻入処理のルールについて、周知徹底を図るとともに、再発防止のための具体的な措置を講じられたい。  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <b>【職員の通勤手当に関する規則】</b>            第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。         </div>	≪健康医療部食の安全推進課≫ 本件については、監査受検後、速やかに戻入処理するとともに、所属職員全員の状況をチェックし、他に同様の事例がないことを確認した。 また、再発防止に向けて、今回の監査結果及び庶務諸給与に関する留意事項について、所属職員に対し改めて周知徹底した。 今後このようなことがないよう、適正な事務の執行に努める。
期 間	既支給額	再計算による正支給額	過払支給額								
平成24年10月～平成25年3月	145,810円	112,870円	32,940円								
警察本部 給与課（4件）	≪住宅まちづくり部 公共建築室≫ 通勤手当について、通勤認定後の交通機関の状況変化により認定上の最寄り駅が変更になっていたが、申し出がなかったため過払となっているものがあつた（1件、24,190円）。  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           ・支給対象期間：平成25年4月～9月の6ヶ月分            ・認定上の支給額：154,930円            ・変更後の支給額：130,740円         </div>	速やかに通勤手当の認定を是正するとともに、通勤手当に係る通勤経路等のチェック体制の強化を図るなど再発防止のための措置を講じられたい。  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <b>【職員の通勤手当に関する規則】</b>            第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。         </div>	≪住宅まちづくり部公共建築室≫ 1 通勤手当の認定是正について 10月支給の6ヶ月通勤定期代から職権訂正により「通勤認定」を是正した。 <b>【是正内容】</b> 職権により最寄り駅を変更し、これに伴い最寄り駅までの交通手段を訂正。 ただし、給与の訂正基準により将来に向かつての訂正とした。 2 室内全員の最寄り駅の確認について 今回の事例は、職員にとっても把握し難い事由によるものであつたことから、認定担当者が8月から9月にかけて所属全員の最寄り駅を確認したところ適正であつた。 3 再発防止策について 通勤手当の経路の確認については、毎年、5月～6月、10月～11月頃に所属全員の定期等の写しの提出を求め確認しているが、併せて最寄り駅の確認を毎年実施していく。 なお、最寄り駅の確認は、認定担当者が確認した内容を所属長へ報告することにより実施する。								

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容								
	<p>《教育委員会事務局 学校総務サービス課》  寝屋川市立第八中学校A教員は、事後確認のための定期券等の写しを確認したところ、バスを利用する経路で認定されていたにもかかわらず、実際は自転車を使用して通勤していたことにより過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="531 388 1430 522"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年4月 ～平成24年8月</td> <td>101,130円</td> <td>56,320円</td> <td>44,810円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(監査対象 平成24年度分 44,810円)</p>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成24年4月 ～平成24年8月	101,130円	56,320円	44,810円	<p>通勤実績の事後確認が不十分である。  速やかに必要な是正措置を講じるとともに、小中学校教員に関係規定等の周知徹底を図るとともに、認定時も十分確認を行うよう認定者（校長）を指導されたい。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】</p> <p>第2条 職員は、新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合にはその実情を人事委員会が定めるところにより速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。</p> <p>1 任命権者を異にして異動した場合 2 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合</p> <p>第22条 任命権者は、現に通勤手当を支給されている職員について、その者が条例第14条第1項の職員たる要件を具備するかどうかが通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。</p>	<p>《教育委員会事務局学校総務サービス課》  是正を求められた職員の通勤手当については、適正な届出処理を行い、給与の訂正基準に基づき、平成25年8月に返納の措置を講じた。  認定事務適正化に向けた取組は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村教委に対し、今回の監査結果の内容を周知するとともに、その所管に属する学校に対し、事後の確認等の周知徹底を図る。</li> <li>2 認定権者である学校長に対し、今回の監査結果を通知するとともに、校長研修でも内容を伝え、事後の確認を適宜するよう指導し、最終的な認定権者としての責任と自覚を持って、より一層、適正な事務処理、確認を行うよう徹底を図る。</li> <li>3 事務担当職員研修の際に今年度監査に関する検出事項の事例を取り入れ、事後の確認の重要性を示し、学校長と協力し円滑な事後の確認に取り組むよう指導するなど、効果的な研修の実施に努める。</li> </ol>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成24年4月 ～平成24年8月	101,130円	56,320円	44,810円								
	<p>《教育委員会事務局 学校総務サービス課》  茨木市立彩都西小学校A教員は、JRの分割定期券で認定すべきところ、通し定期券額で認定されていた。</p> <table border="1" data-bbox="531 1255 1397 1390"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年4月 ～平成25年9月</td> <td>117,940円</td> <td>110,380円</td> <td>7,560円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(監査対象 平成24年度分 0円)</p>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成25年4月 ～平成25年9月	117,940円	110,380円	7,560円	<p>速やかに必要な是正措置を講じるとともに、小中学校教員に関係規定等の周知徹底を図るとともに、認定時も十分確認を行うよう認定者（校長）を指導されたい。</p> <p>【通勤手当（JR利用者）の認定方法の変更について】  (平成22年3月12日付け教委職企第2117号)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正の概要  JRの利用区間について、通し定期券額よりも分割定期券額の方が安価となる場合については、分割定期券額を通勤手当の算出基礎とする。</li> </ol>	<p>《教育委員会事務局学校総務サービス課》  是正を求められた職員の通勤届については、JRの分割定期券額による認定を行い、給与の訂正基準に基づき、適正な処理を講じた。  認定事務適正化に向けた取組は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村教委に対し、今回の監査結果の内容を周知するとともに、その所管に属する学校に対し、事後の確認等の周知徹底を図る。</li> <li>2 認定権者である学校長に対し、今回の監査結果を通知するとともに、校長研修でも内容を伝え、事後の確認を適宜するよう指導し、最終的な認定権者としての責任と自覚を持って、より一層、適正な事務処理、確認を行うよう徹底を図る。</li> <li>3 事務担当職員研修の際に今年度監査に関する検出事項の事例を取り入れ、事後の確認の重要性を示し、学校長と協力し円滑な事後の確認に取り組むよう指導するなど、効果的な研修の実施に努める。</li> </ol>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成25年4月 ～平成25年9月	117,940円	110,380円	7,560円								

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容								
	<p>《教育委員会事務局 学校総務サービス課》  交野市立長宝寺小学校A教員は、自転車等の使用距離について、自宅から勤務公署まで2キロメートル以上として認定されていたが、再度計測したところ実際は2キロメートル未満であったため、過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="531 390 1406 548"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年4月～平成25年9月</td> <td>60,000円</td> <td>0円</td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(監査対象 平成24年度分 24,000円)</p>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成23年4月～平成25年9月	60,000円	0円	60,000円	<p>速やかに必要な是正措置を講じるとともに、小中学校教員に関係規定等の周知徹底を図るとともに、認定時も十分確認を行うよう認定者（校長）を指導されたい。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】  第6条の3 条例第14条第2項第3号に規定する職員の区分及びこれに対応する同号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 条例第14条第1項第3号に掲げる職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員(その使用する自転車等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ使用しているものであるものを除く。)及び自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員運賃等相当額及び条例第14条第2項第2号に定める額の合計額</p> <p>【給与事務の手引】  16. 通勤手当確認及び決定事務  留意点  (注) 2 交通機関の距離  2以上の交通機関等を乗り継いで通勤する場合、住居又は勤務公署から通常徒歩によることを例とする距離(概ね1km)内においてのみ利用する交通機関等は、原則として運賃相当額の算出の基礎とはならない。</p>	<p>《教育委員会事務局学校総務サービス課》  是正を求められた職員の通勤手当については、適正な届出処理を行い、給与の訂正基準に基づき、平成25年8月に返納の措置を講じた。</p> <p>認定事務適正化に向けた取組は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村教委に対し、今回の監査結果の内容を周知するとともに、その所管に属する学校に対し、事後の確認等の周知徹底を図る。</li> <li>2 認定権者である学校長に対し、今回の監査結果を通知するとともに、校長研修でも内容を伝え、事後の確認を適宜するよう指導し、最終的な認定権者としての責任と自覚を持って、より一層、適正な事務処理、確認を行うよう徹底を図る。</li> <li>3 事務担当職員研修の際に今年度監査に関する検出事項の事例を取り入れ、事後の確認の重要性を示し、学校長と協力し円滑な事後の確認に取り組むよう指導するなど、効果的な研修の実施に努める。</li> </ol>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成23年4月～平成25年9月	60,000円	0円	60,000円								
	<p>《教育委員会事務局 学校総務サービス課》  堺市立浅香山中学校A教員は、自転車等の使用距離について、自宅から駅までと駅から勤務公署までの距離をそれぞれが、1キロメートル以上あるとして合算し、計2キロメートル以上と認定されていた。再度計測したところ駅から勤務公署までの距離が1キロメートル未満であったため、過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="531 1381 1406 1539"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年4月～平成25年9月</td> <td>12,000円</td> <td>0円</td> <td>12,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(監査対象 平成24年度分 0円)</p>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成25年4月～平成25年9月	12,000円	0円	12,000円		<p>《教育委員会事務局学校総務サービス課》  是正を求められた職員の通勤手当については、給与の訂正基準に基づき、平成25年8月に返納の措置を講じた。通勤届についても詳細な地図を添付し適正な処理を行った。</p> <p>認定事務適正化に向けた取組は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市町村教委に対し、今回の監査結果の内容を周知するとともに、その所管に属する学校に対し、事後の確認等の周知徹底を図る。</li> <li>2 認定権者である学校長に対し、今回の監査結果を通知するとともに、校長研修でも内容を伝え、事後の確認を適宜するよう指導し、最終的な認定権者としての責任と自覚を持ってより一層、適正な事務処理、確認を行うよう徹底を図る。</li> <li>3 事務担当職員研修の際に今年度監査に関する検出事項の事例を取り入れ、事後の確認の重要性を示し、学校長と協力し円滑な事後の確認に取り組むよう指導するなど、効果的な研修の実施に努める。</li> </ol>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成25年4月～平成25年9月	12,000円	0円	12,000円								

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容								
	<p>《春日丘高等学校》</p> <p>京都市内から通勤している職員Aは、平成24年4月1日より、京都市バスと地下鉄を各々、別立ての金額による通勤手当の認定を受け、認定どおりの定期券を購入していた。しかしながら、職員Aは、平成24年9月19日に別個に購入するより安価なフリー定期券を購入（6か月間）していたにもかかわらず、従前どおり、個別の定期券の合計額で通勤手当が認定されていたため、平成24年10月に支給していた通勤手当が過払い（19,820円）となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="531 558 1436 699"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年10月 ～平成25年3月</td> <td>162,540円</td> <td>142,720円</td> <td>19,820円</td> </tr> </tbody> </table>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成24年10月 ～平成25年3月	162,540円	142,720円	19,820円	<p>速やかに通勤手当の過払額を戻入するとともに、通勤手当に係る定期券等のチェック体制の強化を図るなど再発防止のための措置を講じられたい。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】</p> <p>第2条 職員は、新たに条例第14条第1項の職員たる要件を具備するに至った場合にはその実情を人事委員会が定めるところにより速やかに任命権者に届け出なければならない。同項の職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>任命権者を異にして異動した場合</li> <li>住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合</li> </ol> <p>第22条 任命権者は、現に通勤手当を支給されている職員について、その者が条例第14条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。</p>	<p>《春日丘高等学校》</p> <p>通勤手当の過払額の戻入手続きを行い、平成25年10月8日に返納されたことを確認した。</p> <p>今後、定期券等の事後確認に係る複数でのチェックや研修等の活用などにより事務執行体制を強化し、関係条例、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努める。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成24年10月 ～平成25年3月	162,540円	142,720円	19,820円								
	<p>《春日丘高等学校》</p> <p>自宅から最寄りの鉄道の駅までバスを利用しており、当該バスを通勤経路として申請していた職員について、自宅から鉄道の駅までの停留所まで1.7kmあり、バスの経路を認定できるにもかかわらず、本経路が認定されておらず、平成25年4月の通勤手当が支給不足（48,550円）となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="531 1455 1436 1596"> <thead> <tr> <th>支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>支給不足額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年4月 ～平成25年9月</td> <td>120,640円</td> <td>169,190円</td> <td>48,550円</td> </tr> </tbody> </table>	支給期間	既支給額	正規支給額	支給不足額	平成25年4月 ～平成25年9月	120,640円	169,190円	48,550円	<p>速やかに通勤手当の不足額を追給するとともに、通勤手当に係る通勤経路等のチェック体制の強化を図るなど再発防止のための措置を講じられたい。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】</p> <p>第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>《春日丘高等学校》</p> <p>通勤手当の不足額については、平成25年10月分の給与支給時に追給した。</p> <p>今後、通勤手当の認定に当たっては、複数でのチェックや研修等の活用などにより事務執行体制を強化し、関係条例、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努める。</p>
支給期間	既支給額	正規支給額	支給不足額								
平成25年4月 ～平成25年9月	120,640円	169,190円	48,550円								

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容								
	<p>《春日丘高等学校》  通勤手当の支給事務において、病気休暇等により勤務実態のない期間（平成24年10月23日～25年3月31日）があったため、戻入処理を行ったが、戻入額の計算を誤ったため、同手当が戻入過剰（4,200円）となっていた。  高槻市バスの返戻額は、3か月定期券の額から「往復運賃×経過日数（31日）」（及び手数料）を差し引くのが正しいところ、誤って3か月定期券の額から1か月定期券の額（及び手数料）を差し引いていた。</p> <table border="1" data-bbox="599 573 1311 690"> <thead> <tr> <th>既戻入額</th> <th>正規戻入額</th> <th>戻入過剰額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>59,900円</td> <td>55,700円</td> <td>4,200円</td> </tr> </tbody> </table>	既戻入額	正規戻入額	戻入過剰額	59,900円	55,700円	4,200円	<p>速やかに通勤手当の不足額を追給するとともに、担当者、決裁者等に対する研修の充実や通勤手当の再計算等に係るチェック体制の強化を図るなど再発防止のための措置を講じられたい。</p>	<p>《春日丘高等学校》  通勤手当の不足額については、平成25年9月19日に学校総務サービス課へ追給依頼を行った。  今後、通勤手当の支給に当たっては、複数でのチェックや研修等の活用などにより事務執行体制を強化し、関係条例、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努める。</p>		
既戻入額	正規戻入額	戻入過剰額									
59,900円	55,700円	4,200円									
	<p>《警察本部 給与課》  泉佐野警察署に勤務しているA職員は、平成24年10月2日から、和歌山バスと南海電鉄を利用するものとして届出した。  両交通機関の定期券には、個別に購入するよりも安価となる乗継割引制度があったが、これを適用せずに、個別に購入した場合のそれぞれ5か月分の定期券で認定していたため、平成24年11月分から平成25年9月分までの通勤手当が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="531 1157 1424 1297"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年11月～平成25年9月</td> <td>299,410円</td> <td>284,040円</td> <td>15,370円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（監査対象 平成24年度分 7,270円）</p>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成24年11月～平成25年9月	299,410円	284,040円	15,370円	<p>速やかに通勤手当の過払額を戻入するとともに、通勤手当に係る定期券等のチェック体制の強化を図るなど、再発防止のための措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【職員の通勤手当に関する規則】</b>  第22条 任命権者は、現に通勤手当を支給されている職員について、その者が条例第14条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。</p> </div>	<p>《警察本部給与課》  通勤手当に誤りがあったものは適正な通勤手当への変更措置を講じた。  なお、本件は、割引運賃の確認もれによるため、割引運賃の一覧表を作成し、認定時等のチェック用として各所属へ配布した。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成24年11月～平成25年9月	299,410円	284,040円	15,370円								

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容								
	<p>《警察本部 給与課》 生活安全部生活経済課の職員で曾根崎警察署に勤務するA職員は、自宅から鉄道を利用しており、最寄り駅として甲駅を利用する経路を申請し、同経路で認定された。しかしながら、自宅から1キロメートル未満の範囲に乙駅があり、こちらを利用した方が、甲駅を最寄り駅とするより経済的かつ合理的と認められることから、乙駅を最寄り駅として通勤経路を認定すべきであった。最寄り駅を選択を誤って通勤経路を認定したことにより、次のとおり過払いが生じた。</p> <table border="1" data-bbox="546 573 1433 730"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年4月～平成25年9月</td> <td>59,300円</td> <td>55,140円</td> <td>4,160円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(監査対象 平成24年度分 0円)</p>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成25年4月～平成25年9月	59,300円	55,140円	4,160円	<p>速やかに通勤手当の認定を是正するとともに、通勤手当に係る通勤経路等のチェック体制の強化を図るなど再発防止のための措置を講じられた。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>《警察本部給与課》 通勤経路に誤りがあったものは適正な通勤経路への変更措置を講じた。 なお、本件は、最寄り駅の比較もれであることから、今後は、慎重に最寄り駅の確認を行う等基本の徹底を図ることとする。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成25年4月～平成25年9月	59,300円	55,140円	4,160円								
	<p>《警察本部 給与課》 布施警察署に勤務するX職員は、通勤経路の変更届出を行い、平成25年4月1日より甲鉄道のA駅からB駅、C駅を経由し乙鉄道のD駅までの経路による認定を受けていた。しかしながら、自宅から丙鉄道のE駅を最寄り駅とし、F駅、G駅を経由し乙鉄道のD駅を利用する経路の方が、より経済的かつ合理的な経路であると認められるが、これによらないで通勤経路を認定したため過払いとなった。</p> <table border="1" data-bbox="534 1119 1433 1255"> <thead> <tr> <th>過払支給期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年4月～平成25年9月</td> <td>103,580円</td> <td>69,880円</td> <td>33,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(監査対象 平成24年度分 0円)</p>	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	平成25年4月～平成25年9月	103,580円	69,880円	33,700円		<p>《警察本部給与課》 通勤経路に誤りがあったものは適正な通勤経路への変更措置を講じた。 なお、本件は、最寄り駅の見落としであることから、今後は、慎重に最寄り駅の確認を行う等基本の徹底を図ることとする。</p>
過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
平成25年4月～平成25年9月	103,580円	69,880円	33,700円								
	<p>《警察本部 給与課》 警備部第一機動隊では、鶴橋駅起点で通勤する職員に対する通勤手当の額は、JR鶴橋駅から京阪電鉄京橋駅を経由し、同線関目駅(勤務公署の最寄り駅)を利用する経路で認定している。 一方、近隣にある交通部交通機動隊では、大阪市営地下鉄千日前線鶴橋駅から今里筋線関目成育駅(京阪関目駅と同一場所)利用の経路で認定している。 所要額・時間を比較すると、地下鉄利用による経路の方が、経済的かつ合理的である。</p> <table border="1" data-bbox="534 1686 1406 1816"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所要額(6か月定期券)</th> <th>JR利用</th> <th>地下鉄利用</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>51,740円</td> <td>49,200円</td> <td>2,540円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※所要時間は、午前8時台の乗車時間のみの比較では、地下鉄利用が若干早い。</p>	所要額(6か月定期券)	JR利用	地下鉄利用	差額	51,740円	49,200円	2,540円	<p>制度所管課である警務部給与課の指導の下、両所属間における通勤手当認定の方式を統一されたい。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 第5条 条例第14条第2項第1号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法による運賃等の額によるものとする。</p>	<p>《警察本部給与課》 平成25年10月より、両所属間における通勤手当認定の方式を、大阪市営地下鉄千日前線鶴橋駅から今里筋線関目成育駅(京阪関目駅と同一場所)利用の経路で認定するよう統一した。</p>	
所要額(6か月定期券)	JR利用		地下鉄利用	差額							
	51,740円	49,200円	2,540円								